

少 年 事 件

少年事件とは

20歳未満の非行少年、つまり、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などの事件をいい、この場合の少年とは男子・女子両方を指します。成人の犯罪の場合とは取扱いが違いますので、正確には「少年保護事件」といいます。

事件の受理

家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは、

- 1 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年(犯罪少年)
- 2 刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したとにならない少年(触法少年)
- 3 20歳未満(※)で、保護者の正当な監督に従わない、などの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(ぐ犯少年)

などの事件です。

家庭裁判所が少年事件を受理する方法としては、司法警察員、警察官、検察官、知事又は児童相談所長からの送致などによるほか、一般人又は保護観察所長による通告、家庭裁判所調査官による報告などがあります。

※ 令和4年4月1日以降は、18歳未満

調査の手續

家庭裁判所が少年事件を受理すると、裁判官は家庭裁判所調査官に調査を命じます。

この調査は、非行の原因や少年の抱える問題を明らかにし、どうすれば立ち直ることができるかを見極めるために、少年の性格、日頃の行動、生育歴、環境等について、行動科学等の知識や技法を活用して行われます。

調査の方法としては、少年や保護者その他の関係者を家庭裁判所に呼んで話を聴いたり、心理テスト等を行ったりするほか、家庭裁判所調査官が少年の家や学校等に出向いて状況を見てくることもあります。また、被害の実情

を詳しく把握するために被害を受けた方からお話をうかがうことがあり、このような調査の過程で、少年の非行の原因となっている問題性に応じた様々な教育的な働き掛けを行います。例えば、少年や保護者に非行に至った要因を考えさせた上で、指導、助言を行います。さらに、少年を老人ホームでの介護活動や地域清掃活動等の社会奉仕活動に参加させたり、犯罪によって被害を受けた方の声を直接聴く講習を受けさせたりして反省を促すこともあります。



少年調査（模擬）

1.家庭裁判所調査官 2.少年 3.保護者

これらの調査の過程においては、少年の情操面に配慮するとともに、関係者の秘密が守られるように、十分注意が払われています。



心理テスト（模擬）
1.家庭裁判所調査官 2.少年

家庭裁判所は、少年の処分を適切に決めるためにその心身の状況を更に詳しく調べた方が良く考えた場合等には、少年を科学的な検査、鑑別の設備がある少年鑑別所に収容することがあります。

少年を少年鑑別所に収容しておくことのできる期間は、通常は最長4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合には最長8週間まで延長されることがあります。

家庭裁判所調査官は、調査の結果を取りまとめて報告書を作成し、その他関係機関に照会した結果等の関係書類とともに裁判官に提出します。

審判の手続

裁判官は調査の結果に基づいて、その少年につき審判を開く必要があるかどうかを決めます。少年が事実を認めており、かつ、事案が軽微、あるいは再非行の可能性が低いなどの理由から、調査のときに行った教育的な働き掛けで十分であり、審判を開いて指導を行う必要がないと判断される場合には、「審判不開始決定」を行って手続を終了させることもあります。

審判には、呼び出しを受けた少年と保護者が出席するほか、付添人（多くは弁護士）、学校の先生、雇主、保護司等が出席することもあります。また、一定の事件で事実認定のため必要がある場合は、検察官が関与することもあります。しかし、刑事裁判のように公開の手続ではありませんので、一般の方の傍聴は認められていません。

審判は、懇切を旨として、和やかに行われるとともに、非行のある少年に対し、自己の非行について内省を促すため、厳しさもある雰囲気で行われています。

なお、調査や審判では、少年に対して反省を促し、再非行を防止するための指導を行うほか、保護者に対しても、責任の自覚を促すなど、少年の更生のために必要な助言や指導を行う場合があります。

処分の決定

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。その種類としては、保護観察官や保護司が少年に対して指導監督や補導援護を行う保護観察のほか、少年をしばらく一定の施設に収容し、少年が健全な物事の見え方や規則正しい生活習慣を身に付けることができるように指導を行う少年院送致や児童自立支援施設送致などの保護処分があります。